

令和2年6月26日

保護者様

五島市立緑丘小学校
校長 角田 亮明

気象警報が発令された場合の学校の対応について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動に多大なる御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨日も一斉メールの連絡を基に御対応いただいたように、これから気象災害が起こりやすい時期に入ります。

つきましては、児童の安全確保のため、「大雨」「洪水」「暴風」「暴風雪」「大雪」の気象警報がいずれか一つでも発令された場合、学校の対応を下記のとおりにしますので御了承ください。

記

気象警報に伴う臨時休業や学校待機等の措置は、気象庁が発表する気象情報、注意報、公共交通機関の運行状況、自治体から発令される避難に関する情報等を基に、市教育委員会や近隣校と協議の上判断する。

1 翌日の午前中に、校区内に大雨や台風に伴う土砂災害警報や避難勧告が発令されることが、十分予想される場合

○ 前日に臨時休業を決定し、一斉メール、プリントおよびホームページで連絡

2 前日に臨時休業が決定できない場合

- 当日午前6時に1回目の態度決定（態度決定をする場合）
 - ・ 態度決定の時点で、校区内に気象警報が発令されている場合
→ 自宅待機、登校を遅らせるなどの措置
 - 午前9時に2回目の態度決定（態度決定を持ち越した場合）
 - ・ 気象警報が発令されている場合→臨時休業
 - ・ 気象警報が発令されていない場合→登校時刻を一斉メールで連絡
 - 1回目の態度決定の時点で警報が出ていない場合
 - ・ 通常登校（連絡はしない）
- ※ 一斉メール送信により随時お知らせする

3 在校時

- 警報や避難に関する情報が発令された場合
 - ・ 学校待機し、連絡がとれた保護者には随時引渡
 - 発令されそうになった場合
 - ・ 教職員で分担して、学校や通学路を含めた周辺の状況を把握後、気象情報や避難に関する情報を参考にしながら、「授業の打ち切り」「集団下校」「保護者への引渡」「学校待機」を判断
 - ・ 「保護者への引渡」に決定した場合、学校待機後、連絡が取れた保護者に随時引渡
- ※ 一斉メール送信により随時お知らせする

4 その他

- 臨時休業になった場合、警報が解除されても子どもは自宅待機
- 通常登校になっても給食の準備ができない場合、弁当を持参→事前に一斉メールで連絡
- 気象状況によっては基本方針と異なる判断をする場合もあるが、その際は、一斉メール送信でお知らせする